北海道〔地域別〕最低賃金

令和4年10月2日 発効

920円 時間額

特定最低賃金〔産業別〕 令和4年12月1日 発効	特定最低賃金〔産業別〕 令和4年12月1日 発効	特定最低賃金〔産業別〕 令和4年12月1日 発効	特定最低賃金〔産業別〕 令和4年12月2日 発効
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	鉄鋼業	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	船舶製造・修理業、船体ブロック製造業
954円 時間額	1,000円 時間額	955円 時間額	948円 時間額

「36協定届」や「就業規則の届出」などの各種届出・申請は、電子申請を利用しましょう!

WEBで確認 北海道の最低賃金 北海道労働局ホームページアドレス
https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/

最低賃金制度 検索

電子申請利用 検索

「働き方改革」お手伝いします!
中小企業相談支援に関するお問い合わせは、
北海道働き方改革推進支援センターへ。 TEL 0800-919-1073

労働保険は働く皆さんを守ります。
労働保険に加入することは事業主の責任です。
労働災害に健康保険は使えません!

業務・通勤による負傷・疾病は

労災保険で治療を!

最低賃金または労災保険についてのお問い合わせは、北海道労働局または最寄りの労働基準監督署(支署)まで

厚生労働省 北海道労働局・労働基準監督署(支署)